



2013年6月21日

各 位

会社名 株式会社アイティフォー
代表者名 代表取締役社長 東川 清
(証券コード 4743 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 中山 かつお
(TEL. 03-5275-7841)

当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策・停止条件付一部取得条項付新株予約権無償割当て）の継続について

当社は、株主利益と企業価値を守るために、2006年6月23日開催の当社第47回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策・停止条件付一部取得条項付新株予約権無償割当て）」（以下「本プラン」といいます。）を決議し、導入しておりますが、本プランの有効期限は本日開催された定時株主総会終結後に開催される取締役会、すなわち本日開催の取締役会の終了時までとなっていました。そして、当社は、本日開催の取締役会において、本プランを継続することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 当社における企業価値・株主共同の利益の向上の取組みについて

当社の属するシステムインテグレーター業界においては、大資本型企業ではなく、少資産・高技術力により他社との差別化を図る特徴があります。当社は、ネットワーク技術をシステムインフラとして、ソフト・ハードの優秀な技術者を擁し常に最先端の技術をお客様に提供し、これまで40年着実に企業価値を高めてきました。

また、当社は独立系企業として、特定のベンダーに偏ることなく、お客様にとって最適な情報機器類の組み合わせとシステム提案をしてまいりました。当社が提供するシステムには当社独自のノウハウに加え、お客様の重要なデータやノウハウが数多く含まれております。当社は、お客様からは当社が導入したシステムの安定稼動やバージョンアップ、保守、メンテナンス等を長期安定的に提供することを求められており、お客様との長期的な信頼関係を構築、継続することが当社の企業価値向上にとって極めて重要であります。

これまで優秀な人材の採用により技術力を高めるとともに、2004年3月期には無借金化を達成、財務体質を強化し、お客様から安心してお取引いただけるよう企業体力の強化に努めてまいりました。

信用力の強化の面では、2000年2月にジャスダック証券取引所へ株式上場、2005年4月に東京証券取引所第二部、2006年3月同一部へ上場するほか、2005年12月

にはベンチャー企業2社を、また2008年7月には技術力の高い中堅のソフトウェア開発企業を関連会社化し、ITFOR グループとしての企業価値、ひいては株式価値を高め、株主共同の利益を確保、向上するように努めております。

2. 本プラン導入の目的

以上のとおり、当社は、企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために邁進する所存であります。当社はシステムインテグレーターとして、セキュアなシステムを希望するお客様から長期的かつ安定した信頼を得てシステムの納入を行ってきており、またこのような開発・販売を支えるのは、優秀な技術者である社員であります。一時盛んに行われた、新たな法制度の整備や企業構造・文化の変化等を背景として対象となる会社の構造や特色に留意せず、経営陣と十分な協議や合意を得ることなく、突然大量の株式買付を強行するといった動きは一見鎮静化しているように見えますが、時折顕在化しております。もちろん大量の株式買付行為そのものを全て否定するものではなく、会社の企業価値・株主共同の利益を向上させる行為であれば、その判断は最終的には株主の皆様の全体の意思に基づいて決められるものであると考えております。

しかし、大量の買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるものや株主の皆様に売却を事実上強要するもの、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、株主の皆様に十分な検討を行うに足りる時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社に対する濫用的な買収によって当社の企業価値が毀損されれば、当社の強みである優秀な技術者の流出が懸念されるのみならず、当社のシステムを採用していただいているお客様からの信頼を失い、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が大きく損なわれるおそれがあります。

こうした事情に鑑み、濫用的な買収者が現れた場合、上述したような不適切な大量買付行為を未然に防止するため、株主の皆様が判断するための必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉すること等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠と判断いたしました。

なお、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当該買付行為が長期的視点から当社の企業価値を毀損するものであるかどうかの検討は、中立的な第三者委員会に依頼するものとします。第三者委員会の委員は、別添4のとおりであります。

また、本日現在、当社に対して、買付提案は行われておりません。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

①本プランの発動手続の設定

②本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求め、第三者委員会が当該買付についての情報収集・検討等

を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を定めています。

また、当社取締役会は、敵対的性質が存する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て（以下「対抗措置」といいます。）を決議いたします。

なお、上記にいう「濫用的買収」は、次のいずれかに該当するものを意味します。

- i 買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価を上げ、高値で株式を当社又は当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）
- ii 当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等又はその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること。
- iii 当社の資産等を当該買付者等又はその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること。
- iv 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること。
- v 買付の提案が、当社取締役会において買付提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと
- vi 買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること
- vii 買付の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるよう配慮されておらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること
- viii 買付の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること
- ix 買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと

また、上記にいう「敵対的性質が存する者」とは、濫用的買収を行う買付者等のうち、次の各条件のいずれかに当たる場合を除いた者を意味します。

- I 当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）
- II 不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者

- III 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
- IV 当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者

(1) 停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当ての概要は次のとおりであります。

(a) 停止条件とは

- I ある者が、特定株式保有者（20%を超える当社の株券等の保有者、公開買付者、または当該保有者かつ公開買付者。詳細は、別添2「新株予約権無償割当要綱」17. の定義をご参照ください。）に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内（ただし、取締役会が延期することができます。）に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること

または、

- II 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。）について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内（ただし、取締役会が延期することができます。）に、当社取締役会が対抗措置をとすることが適切であると判断し、その旨を公表すること

をいいます。なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かに関する第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとします。

(b) 新株予約権無償割当てと差別的行使条件とは

新株予約権無償割当てとは、上記停止条件が成就した場合に、当社取締役会が別途定める一定の日における株主の皆様に対して、新たに申込みや払込みをしていただくことなく、当社の新株予約権を割当てるなどをいいます。本新株予約権には、特定株式保有者等に該当する者には、本新株予約権の権利行使は認められないとの差別的行使条件を付すものとします。

(c) 一部取得条項付とは

特定株式保有者等に該当する者を除く新株予約権者の新株予約権を、同新株予約権1個について当社普通株式1株を交付することにより、当社が取得するとの条項を付すことをいいます。

この場合、新株予約権者は、行使価格相当の金銭を払い込む必要はありません。

② 停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当てと第三者委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付またはその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合（その詳細につきましては前記3.（1）①(ア)「濫用的買収」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（その詳細につきましては後記（3）「本新株予約権無償割当要綱の概要」をご参照ください。以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して会社法第277条に基づき無償で割当てます。

なお、本新株予約権無償割当では、停止条件が成就することによりその効力が生ずることになっていますが、その停止条件を成就させるか否か等の判断につきましては、当社取締役会が行います。ただし、その恣意的判断を排除するため、第三者委員会細則（その概要につきましては別添1をご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会の勧告を最大限に尊重して判断を行うものとします。

③本新株予約権の当社による取得

本プランに従って、本新株予約権無償割当が実施された場合には、当社による買付者等以外の株主の皆様からの本新株予約権取得と当社普通株式の交付により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合が実施前と比較して希釈化される可能性があります。

（2）本プランの発動にかかる手続

本プランの発動にかかる手続につきましては、以下の説明に加え、別添3のフローチャートをご参照ください。以下の本文中にあるカギ括弧の記号（[A1]など）は、別添3のフローチャートの番号に対応しています。

①対象となる買付等

本プランにおいては、以下に該当する買付等がなされたときに、本プランに定められる手続に従い新株予約権無償割当が実施されることとなります。

当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であつて、

- (a) 当該保有者が保有する当社の株券等および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
- (b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
- (c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計

のいずれかが、20%を超える者による買付等、または超えると当社取締役会が認める者による買付等

上記における各用語の意味は、別添2「新株予約権無償割当要綱」17.の定義をご参照ください。

②買付者等に対する情報提供の要求

上記①に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち[A1]、当社に対して、以下の各号に定める、買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）を含む買付提案を記載した書面（以下「買付提案書」といいます。）を提出していただきます。[A2]

第三者委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることができます。この場合、買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提出していただきます。[A3-1]

- i 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的な名称、資本構成、財務内容等を含む。）
- ii 買付の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含む。）
- iii 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含む。）
- iv 買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- v 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- vi その他第三者委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、第三者委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記③に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権無償割当ての実施を勧告します。[B2]

③第三者委員会の検討手続

第三者委員会は、買付者等から提出された買付提案書ならびに第三者委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、第三者委員会が定める期間内に買付者等の買付内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他第三者委員会が適宜必要と認める情報・資料を提示するよう要求することができます。[A3-2]

第三者委員会は、買付者等から最初に情報・資料を受領した後、原則として対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日以内、またはその他の方法による買付提案の場合には90日以内（以下「第三者委員会検討期間」といいます。）で、買付者等の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者と

当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。[A3-3]

また、第三者委員会は、必要があれば当社代表取締役等を通じて、当該買付者等と交渉することなどにより、当該買収提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行います。[A3-3]

更に、第三者委員会は、上記の検討手続を経て、第三者委員会細則（その概要につきましては別添1をご参照ください。）の判断基準（上記3（1）①(ア)に記載のとおり。）に従い、当該買付提案が濫用的買収に該当するか否か、および当該買付者等が敵対的性質が存する者であるか否かを審議・決議し、第三者委員会検討期間内に当社取締役会に勧告します。[A3-6] [B2]

なお、第三者委員会は、当初の第三者委員会検討期間終了時までに、上記の勧告を行うに至らない場合には、買付者等の買付内容の検討・買付者等との交渉に必要とされる範囲内で、第三者委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。この場合、第三者委員会は、第三者委員会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他第三者委員会が適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。[A3-4]

第三者委員会の判断が、企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、第三者委員会は、当社の費用で独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができるものとしています。

また、第三者委員会は、買付者等から買付提案書が提出された事実および本必要情報その他の情報のうち第三者委員会が適切と判断する事項について、必要と判断する時点で、株主の皆様に情報開示を行います。[A3-5]

④本新株予約権無償割当ての停止条件

本新株予約権無償割当ての停止条件は、次のとおりであります。

- I ある者が、特定株式保有者（20%を超える当社の株券等の保有者、公開買付者、または当該保有者かつ公開買付者。詳細は、別添2「新株予約権無償割当要綱」17. の定義をご参照ください。）に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内（ただし、取締役会が延期することができます。）に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること

または、

- II 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいいます。）について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内（ただし、取締役会が延期することができます。）に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること

なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かに関する第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判

断を行うものとします。[A4, A5] [B1, B3]

このように当社取締役会は、本新株予約権無償割当ての停止条件の成就に関する法律上の最終決定を行います。当社取締役会は、かかる決定を行った場合、速やかに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

また、停止条件が成就せず、対抗措置を発動しない旨の開示を行うまでは、買付者は買付行為をおこなうことはできません。

(3) 本新株予約権無償割当要綱の概要（詳細は別添2をご参照ください。）

① 割当対象株主

本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した日の翌日から3週間以内の期間で、当社取締役会が新株予約権無償割当てを行う日として公告した日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき新株予約権2個の割合で、本新株予約権を無償にて割り当てます。

[C1, C2]

② 株主に割り当てる新株予約権の数の算定方法

割当期日における最終の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除します。）の2倍の数とします。

③ 新株予約権無償割当てが効力を生ずる日

上記第1項に定める割当期日とします。[C2]

④ 新株予約権の目的である株式の数の算定方法

本新株予約権1個当たりの目的株式数は当社普通株式1株とし、その総数は割当期日における最終の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除します。）の2倍の数とします。

⑤ 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の目的となる株式1株につき1円とします。

⑥ 当該新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当期日から3週間を経過した日の翌日から1か月間とします。[C5]

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

全額を資本に組み入れます。

⑧ 新株予約権の行使の条件

特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新株予約権を承継した者（ただし、承継につき当社取締役会の承認を得た者を除く。）またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者を実質的に支配し、これらの者が共同して支配し、もしくはこれらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認定した者は新株予約権を行使することができないものとします。[C5]

- ⑨ 謹渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要するときはその旨
本新株予約権を謹渡するときは、当社取締役会の承認を要します。
- ⑩ 当社による新株予約権の一部取得[C4]
 - (ア) 本新株予約権は、割当期日から3週間を経過した日の到来をもって、当社が以下の要領によりこれを取得します。
 - (イ) 上記(ア)に定める日に、当社は第8項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得します。
 - (ウ) 上記(イ)の取得にあたって、取得する新株予約権1個と引換えに、当該新株予約権者に対して当社普通株式1株を交付します。
- ⑪ 新株予約権の当社による取得または行使により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の、株主総会における議決権行使
当社が定める基準日後に、当社による新株予約権の取得または新株予約権の行使によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとします。
- ⑫ 新株予約権証券の不発行
新株予約権証券は、発行しません。

(4) 対抗措置発動後の中止について

本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した後、割当対象株主が確定するまでの間に、買付者の買付行為の中止または買付内容の変更等がなされたことにより、当該買付者に敵対的性質が存しないと当社取締役会が認めるに至った場合には、当社取締役会は本新株予約権無償割当ての決議を取り消し、対抗措置の発動を中止することができるものとします。

4. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則、すなわち、①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則を以下のとおり完全に充足しています。

- (1) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
本プランは、上記2.「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する

買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断されるに当たり、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会が情報収集や買付内容の検討に必要な時間を確保したり、株主の皆様のために当社代表取締役等を通じて買付者等と交渉を行うこと等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、2006年6月23日に開催された当社第47回定時株主総会において株主の皆様の過半数のご賛同を得て導入いたしておりますが、2007年度以降の継続につきましては、定時株主総会で新たに選任された取締役（任期はいずれも1年）による取締役会においてその継続の可否を決議することとさせて頂いており、この旨は今期の定時株主総会においても事業報告に記載しております。

今年度の本プランの継続は、本日の定時株主総会で新たに選任された取締役により構成される本日開催の取締役会において、決議されました。

今回の継続により本プランの有効期限は2014年6月の定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までとなります。2014年以降毎年定時株主総会で選任された取締役による取締役会においてその継続の可否を決議し、株主の皆様へ情報開示するとともに当該事業年度の定時株主総会において、報告をすることいたします。なお、当社の取締役の任期は1年となっており、本プランは取締役会の決議において廃止することが可能でありますので、本プランの廃止を希望される株主の皆様は、取締役の選任議案を通じて、株主の皆様の意思を表明していただくこととなります。また、当社取締役会が本プランの設計を見直す必要があると判断した場合には、改めて株主総会に付議して、株主の皆様の意思を確認させていただきます。

このように、本プランは、株主の皆様の意思を重視するものであります。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、第三者委員会を設置します。

第三者委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社と特別な利害関係のない有識者に該当する委員3名により構成されます。

実際に当社株式に対し、買付等がなされた場合には、上記3.(2)「本プランの発動手続の設定」にて記載したとおり、こうした第三者委員会が、第三者委員会細則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限に尊重して本新株予約権無償割当ての停止条件の成就についての最終決定を行うこととしております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(2)「本プランの発動にかかる手続」の③「第三者委員会の検討手続」、④「本新株予約権無償割当ての停止条件」にて記載したとおり、予め定められた

合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(5) 専門家の意見の取得

本プランは、上記3.(2)「本プランの発動にかかる手続」の③「第三者委員会の検討手続」に記載のとおり、買付者等が出現した場合、第三者委員会は、当社費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができることがあります。これにより、第三者委員会による判断の公正性・合理性がより強く担保される仕組みが確保されております。

(6) いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではないこと

後記6. のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止できることから、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役の過半数を交代させてもなお、発動を防止できない買収防衛策）ではありません。

5. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの継続の決議時に株主の皆様に与える影響

本プランの継続の決議時点においては、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権無償割当て実施により株主の皆様に与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき2個の割合で、本新株予約権が無償で割当られますので、株式の希釈化は生じません。

当社は、買付者等以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続を取り、その旨該当する株主の皆様に通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領されることになります。

なお、当社取締役会が本新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 新株予約権無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続等

①株主名簿への記録の手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当ての停止条件の成就を決定した場合は、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に本新株予約権が割り当てられますので、割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

②新株予約権者となる日

本新株予約権は、会社法第 277 条に定める新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様に割り当てられますので、申込みの手続は不要であり、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、割当期日において、当然に新株予約権者となります。

③本新株予約権の取得の手続

当社取締役会が本新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した本新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領することになります。

上記のほか、割当方法、名義書換方法、当社による本新株予約権の取得の方法等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当ての停止条件の成就が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

6. 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、2014 年 6 月の定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までとし、2014 年度以降につきましては、毎年の定時株主総会で選任された取締役による取締役会においてその後 1 年間の継続の可否を決議し、同決議内容を株主の皆様へ情報開示するとともに当該事業年度の定時株主総会(毎年 6 月開催予定)において、報告をすることと致します。なお、当社の取締役の任期は 1 年となっており、本プランは取締役会の決議において廃止することが可能でありますので、本プランの廃止を希望される株主の皆様は、取締役の選任議案を通じて株主の皆様の意思を表明していただきたく存じます。その結果、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかつた等、本プランに対し反対である旨の株主の皆様の総体的意思が示された場合には、速やかに本プランを廃止いたします。

なお、有効期間満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。また、当社取締役会が本プランの設計を見直す必要があると判断した場合には、改めて株主総会にお諮りして、株主の皆様のご意思を確認することといたします。

(注) 2013 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は、別添 5 のとおりです。

以上

第三者委員会細則の骨子

1. 中立的な判断の確保

(1) 新株予約権無償割当の停止条件の成就について取締役会の中立的な判断を確保するためには、社外監査役、弁護士（顧問契約先の弁護士を除く）、公認会計士（監査契約先の公認会計士を除く）等で当社と利害関係のない者から選任する3名から構成される第三者委員会を設置する。

当社と第三者委員会の各委員との間では、善良なる管理者の注意をもって任務にあたる義務を負うことを含む委任契約を締結する。

(2) 第三者委員会の委員は、取締役会が平時に任命する。ただし、委員の補欠を置くことがある。

(3) 第三者委員会の判断が必要と認められる場合には、常勤監査役が第三者委員会を招集する。

(4) 第三者委員会は、必要な判断を行うために、取締役会に説明や資料の提出を求め、または、企業経営につき見識を有する者、専門職（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）等に対して、必要な情報の提出を要請し、または、その意見を求めることができる。

また、第三者委員会は、その判断に必要と考える場合には、取締役会に対して、判断期間の延長を要請することができる。

(5) 第三者委員会の決議は、原則として全員一致によるものとするが、これが困難な場合には、多数決によるものとする。

2. 第三者委員会の審議事項

第三者委員会は、原則として以下の各号に定める事項について審議・決議し、その決議の内容を、理由を付して取締役会に勧告する。

(ア) 買付者等についての「敵対的性質が存する者」への該当性

(イ) 上記1. (4)の判断期間の延長の要否

(ウ) 「当社株式の大規模買付行為への対応方針の導入について」または「停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当」決議内容における取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が第三者委員会に諮問した事項

(エ) 取締役会が、別途第三者委員会が行うことができるものと定めた事項

3. 敵対的性質が存する者の判断基準

買付者等の買付提案が、次の各条件のいずれかに当たる場合には、当該買付者等は敵対的性質が存すると判断するものとする。

- i 買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社又は当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）
- ii 当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等又はその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること。

- iii 当社の資産等を当該買付者等又はその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること。
- iv 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること。
- v 買付等の提案が、当社取締役会において提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと
- vi 買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること
- vii 買付等の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるよう配慮されておらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること
- viii 買付等の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること
- ix 買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと

ただし、買付者等が次の各条件のいずれかに当たる場合には、敵対的性質が存しないと判断するものとする。

- I 当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）
- II 不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者[B2]
- III 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）[B2]
- IV 当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者

4. 情報の開示

第三者委員会は、買付者等から買付提案書が提出された事実および買付者等から提出された各種情報その他の情報のうち第三者委員会が適切と判断する事項について、必要と判断する時点において、株主に対して情報開示を行うものとする。

以上

(別添 2)

新株予約権無償割当要綱

1. 本新株予約権無償割当ては、以下の停止条件が成就したときから効力を発する。

I ある者が、特定株式保有者（発行済株式の 20 %を超える当社の株券等の保有者、公開買付者、または当該保有者かつ公開買付者。詳細は、17. の定義を参照。）に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から 10 日の期間内（ただし、取締役会が延期することができる。）に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること

または、

II 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に規定する「株券等」をいう。）について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から 10 日の期間内（ただし、取締役会が延期することができる。）に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること

なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かの第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとする。

2. 割当対象株主

本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した日の翌日から 3 週間以内の期間で、当社取締役会が新株予約権無償割当てを行う日として公告した日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記録された株主（ただし当社を除く。以下「割当対象株主」という。）に対し、その保有株式 1 株につき新株予約権 2 個の割合で、本新株予約権を無償にて割り当てる。

3. 株主に割り当てる新株予約権の数の算定方法

割当期日における最終の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）の 2 倍の数とする。

4. 新株予約権無償割当てが効力を生ずる日

上記第 2 項に定める割当期日とする。

5. 新株予約権の目的である株式の数の算定方法

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式数を当社普通株式 1 株とし、その総数は割当期日における最終の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）の 2 倍の数とする。

6. 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の目的となる株式1株につき1円とする。

7. 当該新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当期日から3週間を経過した日の翌日から1か月間とする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

全額を資本に組み入れる。

9. 新株予約権の行使の条件

特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新株予約権を承継した者（ただし、承継につき当社取締役会の承認を得た者を除く。）またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者を実質的に支配し、これらの者が共同して支配し、もしくはこれらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認定した者は新株予約権を行使することができない。

10. 新株予約権の行使請求方法および払込の方法

新株予約権の行使請求方法および払込の方法については、別途、当社取締役会において定める。

11. 新株予約権行使の効力発生時期等

- ① 新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる。
- ② 当社は、新株予約権の行使の効力発生後、すみやかに株式を割り当てる。

12. 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要するときはその旨
本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

13. 当社による新株予約権の一部取得

- ① 本新株予約権は、割当期日から3週間を経過した日の到来をもって、当社が以下の要領によりこれを取得する。
- ② 上記①に定める日に、当社は第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得する。
- ③ 上記②の取得にあたって、取得する新株予約権1個と引換えに、当該新株予約権者に対して当社普通株式1株を交付する。

14. 新株予約権の当社による取得または行使により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の、株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、当社による新株予約権の取得または新株予約権の行使によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものと

する。

15. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

16. その他

その他、新株予約権無償割当てに関し必要な詳細に関する一切の事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

17. 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該各号に定めるところによる。

- ①「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、(a)当該保有者が保有する当社の株券等と当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(b)当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(c)当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者及び当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等保有割合の合計、のいずれかが20%超に相当する者をいう。
- ②「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。
- ③「公開買付者」とは、同法第27条の3第2項に規定する「公開買付者」をいう。
- ④「株券等」とは、同法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいう。
- ⑤「共同保有者」とは、同法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- ⑥「保有」とは、同法第27条の23第4項に規定する「保有」をいう。
- ⑦「保有者」とは、同法第27条の23第1項に規定する「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとする。
- ⑧「買付等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいう。
- ⑨「保有者かつ公開買付者」とは、保有者が同時に公開買付者である場合の当該保有者をいう
- ⑩「株券等保有割合」とは金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいう。

以上

(別添3)

A. 買付者等が、事前の手続に従った場合

第三者委員会検討期間
(60日または90日)

検討期間
(10日)

A1. 買付者等が、本プランの対象となる買付等を計画する (P6②)
(この時点では、まだ“特定株式保有者”ではない。)

A2. 買付者等は、「買付提案書（本必要情報を含む）」を当社に提出する (P6②)

A3. 第三者委員会の検討手続

A3-1. 本必要情報が不十分であると判断した場合には、追加提出を求める。(P6②)

A3-2. 当社取締役会にも、買付内容に対する意見、代替案等の提示を求める。(P6③)

A3-3. 双方の案を比較検討する。必要があれば買付者等と交渉する。(P6③)

A3-4. 第三者委員会は、期間内に勧告を行うに至らない場合には、期間を延長する決議を行う。
第三者委員会は、延長する理由、延長期間、その他を情報開示する。(P7③)

A3-5. 第三者委員会は、買付提案書が提出された事実、本必要情報、その他の情報について、必要と判断する時点で情報開示を行う。(P7③)

A3-6. 第三者委員会は、この買付者等が、「敵対的性質が存する者」であるか否かを判断する。
判断の基準は、第三者委員会に定める (P13_3)
第三者委員会は、その結果を当社取締役会に勧告する。(P7③)

A4. 買付者等は、上記 A3-6 の判断を見た上で、買付等を実行するかどうかを決定する
買付等が実行された場合、以下のどれかの条件に該当することになる

- ・ 特定株式保有者（20%超を保有）に該当したとして自ら公表 (P7④ I)
- ・ 取締役会が、特定株式保有者に該当したと認めて公表 (P7④ I)
- ・ 特定保有者となるような公開買付の公告を行う (P7④ II)

A5. 当社取締役会は、第三者委員会の A3-6 の勧告を最大限に尊重して、対抗措置をとることが適切か否かを最終的に判断する。(P7④)
この判断を決議し公表することが、新株予約権無償割当ての“停止条件の成就”となる。

このとき、割当期日（この決議の日の翌日から3週間以内）も決議する。

(注：10日の検討期間は、取締役会が延長できる。)

B. 買付者等が、事前の手続に従わなかった場合

検討期間
(10日)

- B1. 事前の手続を行わなかった者が、以下のどれかに該当した場合
- ① 特定株式保有者（20%超を保有）に該当したとして自ら公表（P7 ④ I）
 - ② 取締役会が、特定株式保有者に該当したと認めて公表（P7 ④ I）
 - ③ 特定保有者となるような公開買付の公告を行う（P7 ④ II）



- B2. 第三者委員会は、上記の者が、「敵対的性質が存する者」であるか否かを判断する。
この者は、事前の手続に従っていないため、原則として「敵対的性質が存する者」と判断するが、以下の場合には、「敵対的性質が存しない者」と判断する。
- ・不注意で特定株式保有者となった者（P14 Ⅱ）
 - ・自己の意思によらずに特定株式保有者となった者（P14 Ⅲ）

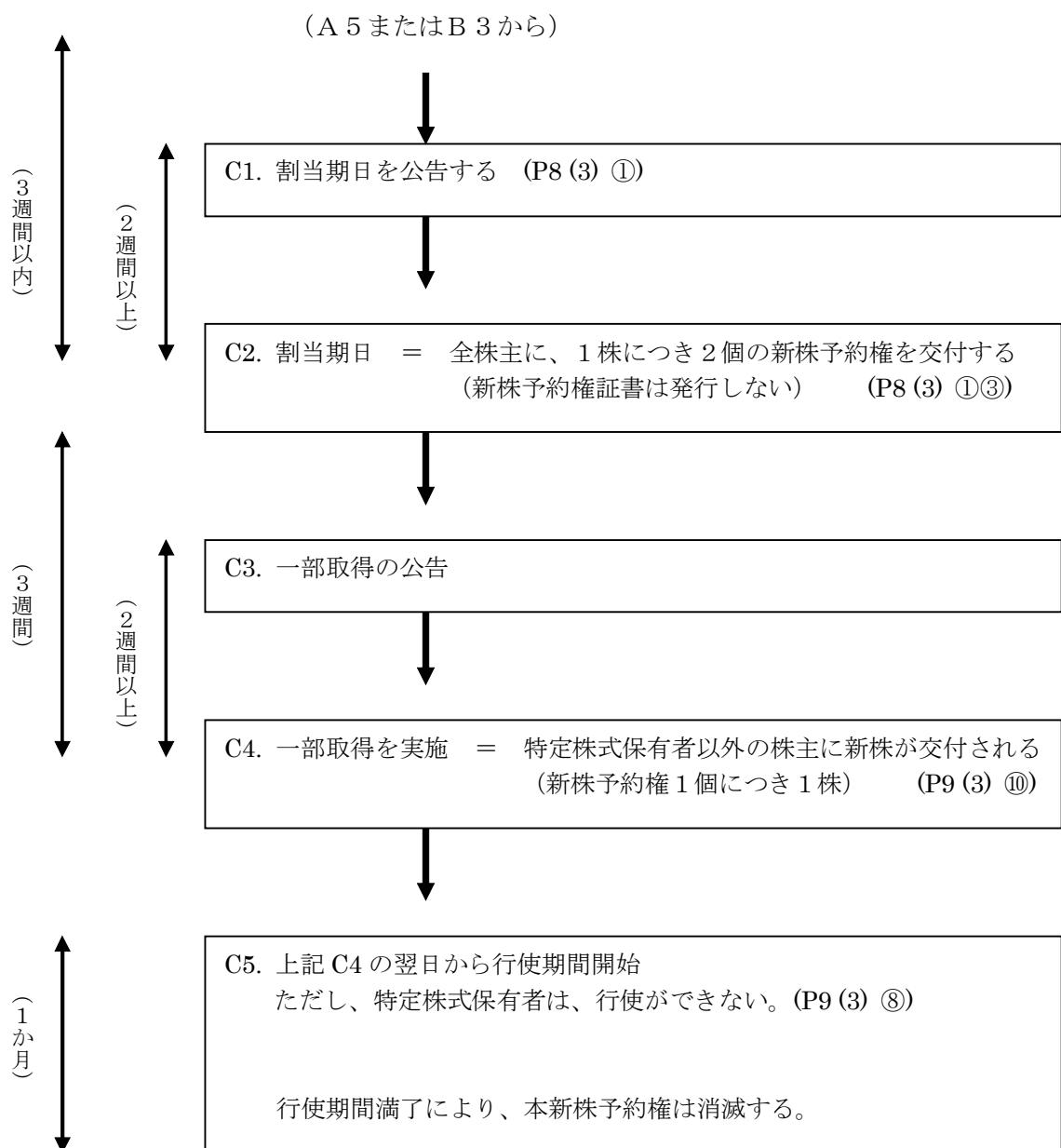
第三者委員会は、その結果を当社取締役会に勧告する。（P6 ②, P7 ③）



- B3. 当社取締役会は、第三者委員会の B2 の勧告を最大限に尊重して、対抗措置をとることが適切か否かを最終的に判断する。（P7 ④）
この判断を決議し公表することが、新株予約権無償割当ての“停止条件の成就”となる。
- このとき、割当期日（この決議の日の翌日から 3 週間以内）も決議する。

(C 1 ~)

C. 発動後の手続き



(別添4)

第三者委員会の委員

本プランにおける第三者委員会の委員は下記のとおりであります。

記

○佐藤 誠（さとう・まこと） 社外監査役、公認会計士

[略歴]

1987年～1994年 安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社）勤務
1996年 経営コンサルタント業開業
2000年～2007年 監査法人太田昭和センチュリー（現 新日本有限責任監査法人）
勤務
2005年 公認会計士登録
佐藤誠公認会計士事務所開設（現任）
2006年 税理士登録
佐藤誠税理士事務所開設（現任）
2007年 あすなろ監査法人代表社員（現任）
2010年 当社社外監査役（現任）

○小泉 大輔（こいづみ・だいすけ） 社外監査役、公認会計士

[略歴]

1995年～2001年 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）勤務
2002年～2003年 公認会計士登録
2003年 新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）勤務
2004年 株式会社 KIA プロフェッショナル（現 株式会社オーナーズブレ
イン）代表取締役（現任）
2005年 税理士登録
2009年 株式会社アールシーコア社外監査役（現任）
2010年 株式会社地域新聞社社外監査役（現任）
当社社外監査役（現任）

○加藤 一郎（かとう・いちろう） 弁護士（東京弁護士会所属）

[略歴]

1983年～ 弁護士登録、小堀合同法律事務所入所（現任）

なお、上記各委員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

以上

(別添 5)

当社の大株主の状況

(2013 年 3 月 31 日現在)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
アイティフォー社員持株会	1, 420, 600 株	4. 83%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・ プラザー工業株式会社退職給付信託口)	1, 420, 000	4. 83%
イオンクレジットサービス株式会社	1, 350, 000	4. 59
村上 光弘	835, 000	2. 84
須賀井 孝夫	800, 600	2. 72
株式会社 横浜銀行	587, 500	2. 00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	566, 200	1. 92
明治安田生命保険相互会社	551, 400	1. 87
プラザー工業株式会社	430, 000	1. 46
日本生命保険相互会社	400, 000	1. 36

- (注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・プラザー工業株式会社退職給付信託口）の所有株式は、プラザー工業株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託されたもので、議決権はプラザー工業株式会社に留保されております。
2. イオンクレジットサービス株式会社は、株式会社イオン銀行との経営統合により、2013 年 4 月 1 日に銀行持株会社へ移行し、イオンフィナンシャルサービス株式会社となっております。
3. 当社は自己株式 2, 157, 389 株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

以上